

第521回 奈良地方最低賃金審議会 議事録

開催日時：令和8年8月10日（月）午後1時30分

開催場所：奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2F

1. 出席者

公益代表委員 熊谷礼子、櫻井靖久、下山 朗、坪田園子、福井麻起子

労働者代表委員 伊垣昭彦、河本章吾、北尾 亮、佐古美希、本村秀史

使用者代表委員 小西克美、柴田健司、当麻和重、西田雅彦、松岡 誠

事務局 石崎労働局長、米村労働基準部長、中村賃金室長、
生地賃金室長補佐、北岡賃金調査員、竿谷賃金調査員

2. 審議事項

（1）奈良県最低賃金専門部会の審議結果について

（2）奈良県最低賃金の改正決定について（答申）

（3）その他

3. 主要経過・審議結果

【生地室長補佐】

それでは、定刻よりも少し早いですが、第 521 回奈良地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

まず、定足数の確認でございますが、本日は委員全員がご出席されており、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定による、定足数を満たしておりますので、本日の審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、下山会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【下山会長】

本日は御多忙のところ、ご出席をいただきありがとうございます。

ただ今から、第 521 回奈良地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、本日の議事録の署名人を指名いたします。

私のほかに、労働者側は北尾委員、使用者側は当麻委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。まず、議題（１）「奈良県最低賃金専門部会の審議結果について」の審議に入ります。

奈良県最低賃金専門部会での審議結果について、部会長である私からご報告いたします。

では、事務局から報告書を全委員に配付してください。

（報告書を各委員に配付）

奈良県最低賃金の改正につきまして、奈良県最低賃金専門部会において審議した結果、お手元にあります報告書記載のとおり結論となりましたので、ご報告いたします。

なお、報告書の内容を確認したいと思いますので、事務局から、報告書の読み上げをお願いします。

【中村室長】

はい。それでは、ただ今お配りした「奈良県最低賃金の改正決定に関する報告書」を読み上げます。

令和 8 年 8 月 10 日

奈良地方最低賃金審議会

会長 下山 朗 殿

奈良地方最低賃金審議会

奈良県最低賃金専門部会

部会長 下山 朗

奈良県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和8年7月2日、奈良地方最低賃金審議会において付託された奈良県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2の内容について、政府に対し意見を具申するよう、奈良地方最低賃金審議会に要望する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	熊谷 礼子	下山 朗	坪田 園子
労働者代表委員	河本 章吾	北尾 亮	本村 秀史
使用者代表委員	上村 賢司	当麻 和重	西田 雅彦

別紙1

奈良県最低賃金

- 1 適用する地域
奈良県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1, 107円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和8年10月4日

奈良県最低賃金の改正決定に当たっての付帯事項

政府に対し、以下の点について迅速な対応を要望する。

- ① 地域の人手不足や雇用の流出を鑑み、地元企業と求職者のマッチングを国、都道府県、市町村の垣根を越えて、より一層積極的かつ有機的に推進していただきたい。
- ② 奈良県内の良質な雇用の創出に向けた支援の充実を図っていただきたい。
- ③ 中小零細企業において大幅な最低賃金の引き上げに対応するため、すべての事業者が労務費を含むコスト上昇を速やかに転嫁できる体制や、利用しやすい補助金・助成金等の環境（十分な申請期間の確保を含む）を整えていただきたい。

以上でございます。

【下山会長】

ただ今、事務局から「奈良県最低賃金の改正決定に関する報告書」を読み上げてもらいましたので、これをもちまして奈良県最低賃金専門部会の審議結果の報告とさせていただきます。

次に、審議経過について、事務局から簡潔に説明してください。

【中村室長】

それでは、奈良県最低賃金専門部会における審議経過につきまして、ご説明いたします。専門部会は、計4回開催いたしました。

7月23日に第1回目を開催し、部会長等の選出、審議の進め方及び関係資料等の審議を行いました。

8月3日に第2回目を開催し、中央最低賃金審議会で示されました目安の報告を行い、金額等の個別審議を行いました。労使双方の主張には隔たりがあり、結論には至りませんでした。

8月5日に第3回目を開催し、前回に引き続き、金額等の個別審議を行いました。労使双方の主張には、なお隔たりがあり、結論には至りませんでした。

8月7日に第4回目を開催し、前回に引き続き、金額等の個別審議を行いましたところ、全会一致で合意するに至りました。

そして、採決の結果、公益委員、労働者側委員、使用者側委員「全会一致」の賛成で、報告書案のとおり改正することに決定いたしました。

その結果、奈良県最低賃金の改正額は、報告書にございますように、現行の1,051円に56円を上乗せした時間額1,107円、発効日は、法定発効日である令和8年10月4日とするという結論に至りました。

なお、引上げ額の 56 円は中央最低賃金審議会が示した「目安」と同額でございます。

また、併せて、報告書の別紙 2 にございますとおり、付帯事項として 3 項目の政府に対する要望が取りまとめられました。

奈良県最低賃金専門部会の審議経過については以上でございます。

【下山会長】

ただ今の奈良県最低賃金専門部会からの報告書に関し、何かご意見、ご質問はございますか。
労働者側の本村委員、何かございましたら、よろしくお願いします。

【本村委員】

はい。4 回の専門部会ということで大変お疲れ様でございました。今、報告がございましたが、まず率直に申し上げれば、この 1,107 円という金額は、物価高で苦しむ労働者の実態には決して十分なものではないだろうというふうに思っております。しかしながら、この決定がゴールということもございませんし、労使の合意による円滑な改定というのが重要なんだろうというふうに思っておりますし、付帯事項もしっかりとつけるということを前提といたしまして、苦渋の決断ではございますが、今回の決定に賛同したところでございます。

今後の奈良で働く全ての人が誇りを持って働き続けられるような環境整備を尽くしてまいりたいなというふうに思っているところでございます。ありがとうございました。

【下山会長】

ありがとうございました。

使用者側の松岡委員、何かございましたら、よろしくお願いします。

【松岡委員】

使用者側代表の松岡が発言させていただきます。公労使の専門部会委員の皆様、本当にお疲れ様でございました。使用者側としましてもですね、毎年中賃から出てくる目安額が、昨年よりは今年は低かったにしても、非常に高額になってきておりまして、これが毎年毎年続いていくようになりましてですね、中小零細企業に関しましては、今何とか持ちこたえているところもあると思いますけども、これから先どうなっていくのかわからない、閉鎖や倒産につながってしまう可能性もあるというところで懸念しているところでございます。

報告書の別紙 2 の③にございます、利用しやすい補助金・助成金等の環境確保、特に十分な申請期間の確保、本当に注力していただけたらなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

【下山会長】

ありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問のある方、いらっしゃいますか。

(意見、質問等がないことを確認)

それでは、ただ今審議した報告書を踏まえまして、議題(2)「奈良県最低賃金の改正決定について(答申)」の審議に入ります。

7月2日に奈良労働局長から奈良地方最低賃金審議会の会長あてに奈良県最低賃金の改正決定について諮問があり、その後、先ほど事務局から説明がありましてとおり、奈良県最低賃金専門部会にて金額審議を行ってきました。

そこで、先ほどの「奈良県最低賃金専門部会の審議結果の報告」、労使双方の委員からのご意見、各団体からの意見表明等の内容を踏まえ、当審議会としましては、奈良県最低賃金に関し、十分な審議を尽くしたと判断しましたので、奈良労働局長あて「答申」を行いたいと思います。

「答申」の内容につきましては、「奈良地方最低賃金審議会では、奈良県最低賃金専門部会の報告書のとおりの内容をもって奈良労働局長あて答申する」ということでよろしいかどうか、挙手により採決を取りたいと思います。

採決を取る前に、事務局にて定足数の確認をお願いします。

【生地室長補佐】

定足数の確認でございますが、委員全員がご出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による、定足数を満たしており、午後1時36分現在、審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

【下山会長】

ありがとうございました。

現在、定足数が満たされており、奈良地方最低賃金審議会が有効に成立していることを確認しました。

採決では、最低賃金審議会令第5条第3項に基づき、会長である私を除いた「出席委員の過半数」をもって決することとなります。もし「賛成」「反対」が同数の場合は、「会長の決するところによる」と規定されておりますので、会長である私が決めることになります。

それでは、私を除いたすべての委員の皆さん、「賛成」か「反対」のいずれかに挙手をお願いします。

事務局にて「賛成」数、「反対」数を確認してください。

まず、「奈良県最低賃金専門部会の報告書のとおりの内容をもって奈良労働局長あて答申すること」に「賛成」の方、挙手をお願いいたします。

次に、「奈良県最低賃金専門部会の報告書のとおりの内容をもって奈良労働局長あて答申すること」に「反対」の方、挙手をお願いします。

それでは、事務局から「賛成」「反対」の人数を報告してください。

【生地室長補佐】

はい、採決の結果をご報告します。

賛成の方は、公益委員 4 人、労働者側委員 5 人、使用者側委員 5 人、合計 14 人でございます。
反対の方は、公益委員 0 人、労働者側委員 0 人、使用者側委員 0 人、合計 0 人でございます。

【下山会長】

ありがとうございました。

ただ今の採決の結果のとおり、「全会一致」により、賛成が過半数を超えたことを確認いたしました。

以上の結果をもちまして、奈良県最低賃金専門部会の報告書の内容を奈良労働局長あて答申することといたします。

それでは、事務局にて「答申文」案を準備してもらっていますので、委員の皆さんに配付してください。

(「答申文」案を各委員に配付)

「答申文」案の内容を確認しますので、事務局から読み上げてください。

【中村室長】

それでは、「答申文」案を読み上げさせていただきます。

(案)

令和 8 年 8 月 10 日

奈良労働局長

石崎 琢也 殿

奈良地方最低賃金審議会

会長 下山 朗

奈良県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 8 年 7 月 2 日付け奈労発基 0 7 0 2 第 3 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり、奈良地方最低賃金審議会として政府に対し意見を具申するので、格別の御高配を賜りたい。

奈良県最低賃金を次のとおり改正決定すること

- 1 適用する地域
奈良県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1, 1 0 7 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 8 年 1 0 月 4 日

奈良県最低賃金の改正決定に当たっての付帯事項

政府に対し、以下の点について迅速な対応を要望する。

- ① 地域の人手不足や雇用の流出を鑑み、地元企業と求職者のマッチングを国、都道府県、市町村の垣根を越えて、より一層積極的かつ有機的に推進していただきたい。
- ② 奈良県内の良質な雇用の創出に向けた支援の充実を図っていただきたい。
- ③ 中小零細企業において大幅な最低賃金の引き上げに対応するため、すべての事業者が労務費を含むコスト上昇を速やかに転嫁できる体制や、利用しやすい補助金・助成金等の環境（十分な申請期間の確保を含む）を整えていただきたい。

以上でございます。

【下山会長】

ありがとうございました。

ただ今の「答申文」案の内容につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

(意見、質問等がないことを確認)

ご意見、ご質問がないようですので、ただ今読み上げていただいた内容をもって「答申文」としますので、案の文字を消してください。

それでは、「答申文」が確定しましたので、これをもちまして奈良労働局長に答申したいと思います。

それでは、事務局にて「答申文」の準備をお願いします。準備ができるまでの間、皆さんは休憩時間としますので、しばらくお待ちください。

【中村室長】

本日は報道機関が入りますので、よろしくお願いいたします。

お待たせしました。「答申文」の準備ができましたので、これから「答申文」を受け渡しします。

下山会長、石崎局長は事務局後ろに設置しております奈良労働局のバックパネルの前までご移動願います。

それでは、下山会長、「答申文」をお渡しください。

【下山会長】

それでは、答申しますので、よろしくお願いいたします。

【石崎局長】

ありがとうございます。

【中村室長】

それでは、下山会長、石崎局長は、座席にお戻りください。

報道機関の皆様はここまでになりますので、ご退出いただきたいと思います。

【下山会長】

事務局は、「答申文」の写しを傍聴人、委員の皆さんに配付してください。

(「答申文」の写しを各委員に配付)

【中村室長】

それでは、答申文も行き渡ったようですので、奈良労働局長の石崎から謝辞を申し上げます。

【石崎局長】

奈良労働局長の石崎でございます。

最低賃金審議会の下山会長をはじめ、委員の皆様方に一言、お礼を申し上げたいと思います。

ただ今、下山会長から「奈良県最低賃金の改正決定」につきまして、ご答申をいただきました。

下山会長をはじめ、委員の皆様方、特に専門部会の委員の皆様方には、大変お忙しい中、長時間にわたり、地域の実態を踏まえた様々な観点から、慎重かつ熱心なご審議を賜りました。

本日ご答申をいただきましたこと、そして皆様方のそれぞれの立場における、これまでのご尽力に対しまして、深く感謝を申し上げます。

私ども奈良労働局といたしましては、今後、必要な手続きを進め、改正されます奈良県最低賃金について、奈良県内の事業所及び労働者に対してしっかりと周知を図ってまいります。

併せて、「業務改善助成金」をはじめとした中小企業・小規模事業者の皆様への支援策である「賃上げ支援助成金パッケージ」につきましても、積極的に周知し、活用の促進に努めてまいります。

また、答申に付された付帯事項につきましては、本省へ上申し、政府全体での取組を働きかけてまいります。奈良労働局におきましても、あらゆる手段を講じて、その実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、皆様への感謝の言葉とさせていただきます。

ありがとうございました。

【下山会長】

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、奈良県最低賃金の改正決定の答申を終わります。

それでは、最後に、議題（３）「その他」ですが、事務局から何かございますか。

【中村室長】

本日、奈良県最低賃金につきまして、ご答申をいただきましたので、奈良県最低賃金の発効までの流れにつきまして、改めましてご説明させていただきます。

最低賃金法第 11 条第 2 項におきまして、最低賃金審議会の意見、つまり、答申のことですが、この答申に対し、異議を申し出ることを認めております。

そこで、ご答申をいただきました本日、本審議会の終了後に、8 月 25 日（火）までを期間とする、異議申出の公示を行います。

もし、異議の申出がなされた場合には、再度、審議会に意見を求めなければなりませんので、その場合は、8 月 26 日（水）午前 10 時から審議会を開催する予定にしております。

この 8 月 26 日開催の審議会におきまして、奈良労働局長から審議会に対し、異議申出に関する意見をお聴きすべく、「諮問」を行うことになります。

もし、8 月 26 日の当日の審議会にて「即日答申」をいただくことになりましたら、速やかに

官報の公示手続きを行い、答申に示された「効力発生の日」である 10 月 4 日から改正奈良県最低賃金が発効する予定でございます。

以上でございます。

【下山会長】

ありがとうございました。

そうしましたら、次回の審議会は、奈良県最低賃金に係る異議申出があった場合、8 月 26 日（水）午前 10 時から、ここ別館会議室で開催することといたします。

審議内容は、「奈良県最低賃金答申に対する異議申出に係る審議」「特定最低賃金専門部会委員の任命について（報告）」などを予定しています。

なお、異議申出がなかった場合につきましては、8 月 26 日の審議会は開催せず、特定最低賃金専門部会における審議が終了したのち、改めて日程調整の上、次回本審を開催するということになります。

また、次回の審議会も、本日と同様に「公開審議」といたします。

それでは、これもちまして本日の審議会は終了いたしますけれどもですね、今年度も本当に真摯にご議論いただきましてありがとうございました。お互い受け入れられないことが多くある中で、一方で、お互いの状況や思いを理解していただいた上で、お互い前向きに歩み寄っていただいたこと、本当に感謝しております。もちろんこれから特定最低賃金もありますし、これからも受け入れられないことはいろいろあると思いますけれども、ぜひ前向きに臨んでいただけたらと、特定最低賃金も含めてよろしく願いいたします。それでは、これで終了します。ありがとうございました。お疲れ様でした。